

旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院諸料金規程（平成16年旭医大達第53号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改 正 後			現 行		
(略)			(略)		
附 則 この規程は、令和8年10月1日から施行する。					
別表 1 保険適用外の料金			別表 1 保険適用外の料金		
区分		金額	区分		金額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
処置料等	(略)	(略)	処置料等	(略)	(略)
	コエンザイムQ10クリーム(1%)10G	3,200		コエンザイムQ10クリーム(1%)10G	3,000
	CD—トレチノインクリーム(0.025%)10G	3,300		CD—トレチノインクリーム(0.025%)10G	3,000
	ハイドロキノンクリーム(5%)10G	3,000		ハイドロキノンクリーム(5%)10G	3,000
	イオントフォレーシスナビジョン(1回につき)	5,500		イオントフォレーシスナビジョン(1回につき)	5,500
	ボトックス注射(1回につき)	60,000		ボトックス注射(1回につき)	60,000
	グラッシュビスタ処方料	3,500		グラッシュビスタ処方料	3,500
	尋常性白斑に対するミニグラフト法			尋常性白斑に対するミニグラフト法	
	初回加算	3,500		初回加算	3,500
	施術料(1か所につき)	550		施術料(1か所につき)	550
	皮膚科・オンライン診療サービス利用料（新設）	1,000（新設）			
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)			(略)		
【改正理由】					
・皮膚科で処方している院内製剤の美白クリームについて価格を見直すことに伴い、所要の改正を行うものである。					
・皮膚科オンライン診療を実施するにあたり、サービス利用料を設定するため、所要の改正を行うものである。					